

1) 演説會懇話會等ノ他後援者トモ事合ニモテ誌  
ナルヲ但シ生ノ言論及行動等ニ依テ以テ限重ノ願  
ヲ加フルコト

三、印刷物其ノ他ニ依ル宣傳

- (1) 旗幟手旗ノ分限生他ノ威嚇ニ使用セシムル  
モノノ力揚揚スル機帯ヲ禁ルルコト
- (2) 踏傷ニ付ケル演説唱歌ニ絶對ニ之ヲ認メザルコト
- (3) 印刷物ニ依ル宣傳ニシテ生ノ方法ヲ威嚇的ニ爲ス  
ルモノ力揚揚スル由來モノニテ生ノ内容後援者  
モノノ力揚揚スル認メザルコト

四、労働組合ニ依ル各種要視人由長民組  
友友水字ニ付生ノ他労働者以外ノ者ノ屋  
外ニ於テ各種ノ機帯ヲ加フルコトニ絶對禁止スル  
コト

五、及申(通報)也

内相、教育大臣、各隨處所長官  
初等地方教育行政手続